

令和7年度「県民の日」イベントにおけるグルメブース出店者募集要項

1 グルメブース設置の目的

令和7年の「県民の日」に埼玉県庁で開催するイベントにおいて飲食物を提供することにより、来場者の満足度を向上させるとともに、イベントの盛り上げに寄与すること目的としています。

2 「県民の日」イベントについて

(1) 開催趣旨

令和7年11月14日の「県民の日」に、埼玉県庁敷地内において県政に関するブース出展やステージイベント、スタンプラリー等を行うことで、県民に県政への理解と関心を深めてもらうために開催します。

(2) 開催日時

令和7年11月14日（金）午前10時から午後4時まで

(3) 開催場所

埼玉県庁（さいたま市浦和区高砂3-15-1）

(4) その他

- ・来場者数は、1.5万人程度を想定しています。（令和6年度は約1.9万人）
- ・主な来場者は、児童生徒や家族連れ等です。
- ・県ホームページや県広報紙「彩の国だより」、県SNS等で広報を行います。

3 出店申込資格と制限

(1) 出店申込資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り申込みすることができます。

- ① 令和7年9月16日（火）時点で、埼玉県が設けている県産農産物の生産者や加工事業者とイベント主催者とを結びつける「埼玉イベント出店ナビ」に登録していること。

【埼玉イベント出店ナビ】

[埼玉イベント出店ナビ](#) | [埼玉農産物ポータルサイト SAITAMA わっしょい!](#)

- ② 埼玉県産食材（埼玉県産の農産物や加工品）を1品目以上使用しているメニューを1メニュー以上提供すること。
- ③ 埼玉県内の郷土料理や埼玉県で生まれたご当地グルメ、名前に埼玉県産食材名が入っているメニューなど、埼玉県らしさを感じさせるメニューを1品以上提供すること。
- ④ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。
- ⑤ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者であること。
- ⑥ 埼玉県が実施する「県民の日」イベントの開催趣旨に賛同し、イベントを盛り上げ、来場者に楽しんでもらえるよう取り組めること。

(2) 出店申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、応募することができません。

- ① 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ② 国税及び地方税を滞納しているもの。
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。
- ④ 法律行為を行う能力を有しない者。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ⑥ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

4 出店条件

(1) 出店日時

令和7年11月14日（金）午前10時から午後4時まで

(2) 出店場所

埼玉県庁（さいたま市浦和区高砂3-15-1）

※本庁舎東玄関前を予定

(3) 募集ブース数

4ブース程度（キッチンカーでの出店も可。ただし、車体の全長が5m未満のみ）

※申請車両のサイズや出店場所等により、出店数に変更になる場合があります。

(4) 出店料・設備使用料

出店料 7,000円

設備使用料 実費（下記設備を全て県が手配する場合は60,000円程度を予定）

設備：テント（3.6m×2.7m・天幕のみで横幕はなし）、テーブル（1.8m）2本、

折り畳み椅子2脚、発電機（1.6kVA）

(留意事項)

- ・出店料は、出店決定後に県が指定する口座に振り込みいただきます。振込手数料は出店者が負担してください。
- ・記載の設備以外の営業のために必要な全ての費用は、搬出入に係る費用も含め、出店者の負担とします。
- ・テント等の設備を出店者が用意し、持ち込む場合は、設備使用料は不要です。ただし、使用するテントの大きさは、3.6m×2.7m以内のものとしてください。また、テントにはおもりを設置するなど、必ず転倒防止措置をとってください。その他の設備も、テントからはみ出ないようにしてください。
- ・設備の一部を出店者が持ち込むことも可能です。その場合は、県で手配した設備についてのみ、費用を負担していただきます。

- ・県で用意した発電機で出力等に不足がある場合には、発電機の変更が可能です。その際は、負担していただく費用も変更となります。
- ・排水設備、水道設備が必要な場合は、出店者で用意してください。
- ・営業に際して出たごみは、必ず出店者が持ち帰ってください。
- ・県が決定した配置で出店していただきます。

(5) 出店決定の取り消し

以下に該当した場合には、出店を取り消します。

- ・県が指定する期日までに出店料等の振込みが確認できない場合
- ・出店申込書と異なる内容で出店する場合
- ・本募集要項に記載された事項を遵守していない場合
- ・公序良俗に反する行為があった場合

その他、県が出店を不適当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合には取り消すことがあります。

なお、出店者が許可の取り消しを受けた場合において、出店者に損害が生じて、県は一切その責めを負いません。

(6) 原状回復

当日の出店後は、出店者の負担により、使用箇所を現状に回復していただきます。

(7) その他

- ・出店場所を含め、県庁敷地内は禁煙です。
- ・酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び県が不適当と判断したものは販売できません。
- ・出店場所は常に清潔に保ち、清掃やごみの処理は出店者の責任と負担で実施してください。(県庁敷地内のごみ箱には捨てられません。持ち帰りください。)
- ・ごみの減量化に努めてください。県では、「彩の国『プラごみゼロ』宣言」を推進しています。繰り返し利用可能な容器等を使用するなど、ワンウェイプラスチックの使用を削減し、プラスチックを使用した場合は、分別・回収の徹底をお願いします。
- ・調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。
- ・搬入は、当日 7:30 頃から 9:00 頃まで、搬出は 16:00 以降を予定しています。9:30 から 16:00 までの間は、車両の移動はできませんので御注意ください。
- ・イベントは、原則、雨天決行です。台風等、大雨が予想される場合は 11 月 13 日(木)に開催の有無を判断する予定です。また、当日開催中でも、天候等により 16:00 前に終了となる可能性があります。なお、イベントが中止等となった場合でも出店料や設備使用料の返金はありません。また、中止等により損害が発生した場合でも補償はしません。
- ・出店に伴う音や光、臭い等については、他の出店者や来場者の迷惑にならないよう、管理してください。

- ・本イベントでは、メディアによる写真や動画の撮影が行われる可能性があります。会場内の様子がテレビ・新聞・WEBなどに掲載される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・次回以降のイベント開催の参考とするため、イベント終了後に販売状況等について確認させていただきます。その際は、速やかに報告してください。

5 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、会場の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、会場を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、県または第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 出店に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、県は、その責めを負いません。

6 定めのない事項等の処理

この募集要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、県と出店者の協議の上処理するものとします。

7 申込期限及び書類の提出方法

申込期限：令和7年9月16日（火）

提出方法：電子メール（a2840-15@pref.saitama.lg.jp）

8 申込提出書類

- ① 出店申込書（様式1）
- ② 営業許可証一式の写し ※さいたま市内で有効な営業許可証を交付されている場合
- ③ 臨時出店届（様式2） ※臨時出店届の提出が必要な場合
※保健所への提出は県でまとめて行います。詳細及び記入例は、さいたま市 HP を御確認ください。
<https://www.city.saitama.lg.jp/002/002/010/007/003/p000613.html>
- ④ 露店等の開設届出書（様式3）※火気器具等を使用する場合
- ⑤ 車両写真画像（ブース出店：搬出入車両、キッチンカー出店：営業状態が分かる写真）

9 出店者の決定等

提出書類を基に、出店することが適当な者かを県が審査した上で、適格者の中から抽選で出店者を決定します。

ただし、来場者に多種多様なグルメを楽しんでいただくため、メニューの内容や出店形態等によって、出店者の調整を行う可能性があります。

なお、決定内容・結果についての異議申立てや結果確認の問い合わせには、回答いたしかねます。

結果は、９月２６日（金）頃までに出店決定者に電子メールで通知します。

10 問い合わせ先

埼玉県県民生活部県民広聴課 魅力発信担当 担当：下田・菅家

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-3192 FAX 048-822-9284

E-mail a2840-15@pref.saitama.lg.jp